

# 第2次高知県DV被害者支援計画

(案)

平成 年 月  
高 知 県

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の進行管理	2

## 第2章 高知県におけるDVの現状

1 県民意識調査の結果	3
2 DVに関する相談の状況	4
3 一時保護の状況	5

## 第3章 基本的方向

1 計画の基本理念	8
2 第2次計画の策定にあたっての視点	8

## 第4章 具体的な取組内容

基本の柱1 DVを許さない社会づくり	11
重点目標(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	11
重点目標(2) DV防止のための教育・普及啓発	13
重点目標(3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上	17
重点目標(4) 加害者への対応	19
基本の柱2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	21
重点目標(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	21
重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化	23
重点目標(3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり	25
基本の柱3 DV被害者の一時保護体制の充実	27
重点目標(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	27
重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実	29
重点目標(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	31
基本の柱4 DV被害者の自立支援	32
重点目標(1) DV被害者の生活再建	32
重点目標(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	35
基本の柱5 地域における取組の推進	37
重点目標(1) 地域での見守り体制づくり	37
重点目標(2) 早期発見、通報及び相談体制づくり	39
重点目標(3) 自立支援の取組	41
DV被害者支援の流れ(連携図)	43

参考資料(省略)

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題です。

また、DVは、「配偶者」間という親密な関係の中で起きることや、外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄い傾向があることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このため、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための総合的な取組を始めています。

本県では、DV防止法に基づき、平成18年度に高知県DV被害者支援計画を策定しました。そして、この計画に基づき、配偶者暴力相談支援センターに位置づけている<sup>※1</sup>女性相談支援センターを平成20年度に移転新築するとともに、関係者との連携のもと配偶者からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない一連の支援に取り組んできました。

このような取組により、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる被害者からの相談件数は年々増加しており、同センターが開設された平成14年度の174件に比べ、平成22年度は632件と約3.6倍になっています。このことは、広報・啓発等に取り組んだ結果、DVの認識が一定深まった成果と考えられますが、その一方で、<sup>※2</sup>県民意識調査では、DV行為を受けながら、誰（どこ）にも相談しなかった人が約半数を占めており、まだまだDVが潜在化していることがうかがえます。

こうした中、現行のDV被害者支援計画の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで、第2次計画を策定するものです。

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、「高知県男女共同参画社会づくり条例」第7条に規定する「男女共同参画計画」である「こうち男女共同参画プラン」の中で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指す取組としても位置づけています。
- (3) この計画は、暴力のない社会を実現するために、本県のDV問題に関し、現状と課題を踏まえて、その問題の解決のために計画期間内に取り組むべき重点目標や、取組項目の内容を示すものです。

※1 女性相談支援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者救済の中核的な役割を担っています。

※2 平成21年に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」。3ページを参照。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）～抜 粋～  
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ～ 三 （省 略）

3 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 3 計画の対象

この計画は、DV防止法に定める「配偶者からの暴力」を対象としていますが、「高知県男女共同参画社会づくり条例」で支援の対象としている配偶者以外の親族、さらには、恋人など身近な関係にある者からの暴力についても、対応することとします。

配偶者からの暴力：配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言います。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。  
ただし、計画期間内でも、DV防止法第2条の2に基づく国の基本方針の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

### 5 計画の進行管理

この計画の取組を着実に進めていくために、毎年<sup>※3</sup>PDCAによる検証と見直しを行うとともに、実施状況を高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、見を求めます。また、各年の実施状況等については、その内容を毎年公表します。

※3 P・計画、D・実行、C・検証、A・改善を回していく「PDCAサイクル」を活用し、取組の進行管理をするものです。

## 第2章 高知県におけるDVの現状

### 1 県民意識調査の結果

県では、こうち男女共同参画プランを改定するにあたり、平成21年度に県内の20歳以上の男女2,000人を無作為に抽出して、「男女共同参画社会の形成に関する県民意識調査」（有効回収数：1,142人、有効回収率：57.1%）を実施しました。その中で、DVについても質問しています。（資料編〇ページ参照）

- 約3割の人が何らかのDV行為を「直接、経験したことがある」と回答しています。「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人を合わせると、その内容の主なものは以下のようになっています。

・大声でどなる	36.8%
・平手でぶつ、足でける	27.4%
・ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす	23.7%
・物を投げつける	21.8%
・何を言っても長時間無視し続ける	19.3%

このほか、インターネットや携帯電話の普及により、「携帯電話、メールなどを細かく監視する」など、これまでには見られなかったDVの形態も出現しています。

- DV行為を「直接、経験したことがある」と回答した人の相談先については、誰にも「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」と答えた人の割合が51.4%と約半数となっています。

相談した場合の主な相手は、

・家族、親戚	27.4%
・友人、知人	26.5%
・警察	3.4%
・女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	2.2%
・市町村役場・福祉事務所	1.2%
・こうち男女共同参画センター「ソール」	0.6%

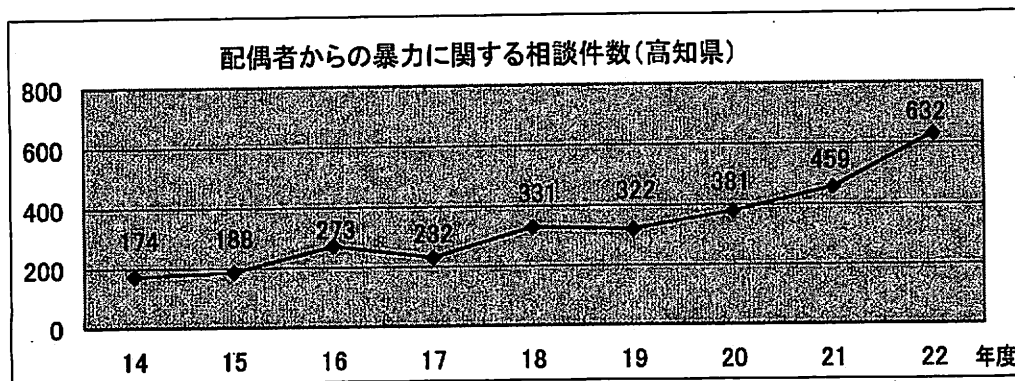
となっており、公的機関や外部機関への相談はごくわずかで、DVが潜在化していることがうかがえます。

- 平成16年の調査から比べ、「平手でぶつ、足でける」といった身体的暴力に加え、「大声でどなる」といった精神的暴力などの加害も、どの年代でも概ね増加傾向にある。
- DVの認知度については、低い年代ほど高く、20歳代はほとんどすべての人が内容も含めて知っていますが、一方、DV防止法の認知度に関しては、20歳代の「内容を知っている」比率が、他の年代と比べて大幅に下回っています。

## 2 DVに関する相談の状況

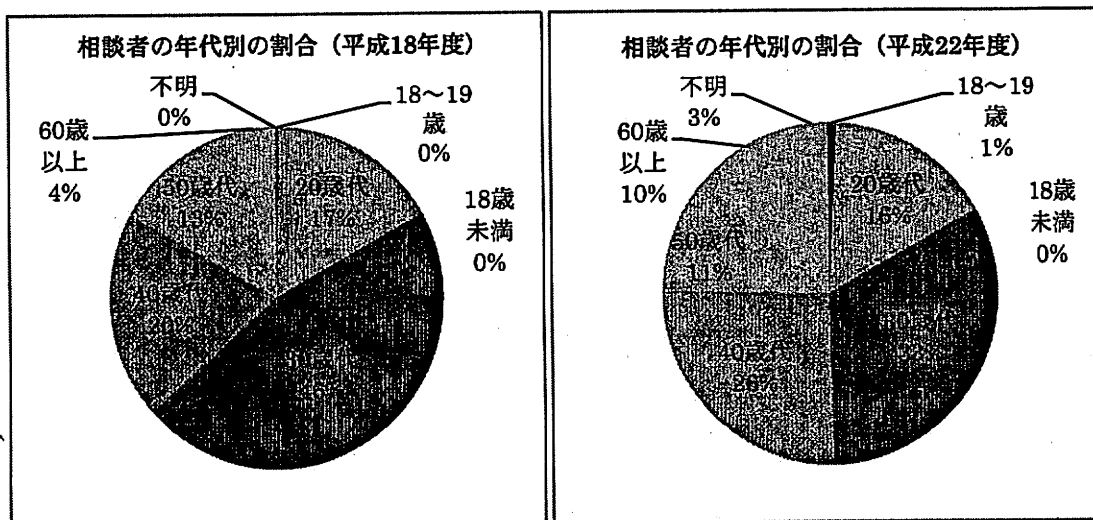
### (1) 相談件数

配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談の件数は年々増加傾向にあり、平成22年度は632件で、同センターが開設された平成14年度の174件の約3.6倍となっています。このことは、民間団体と一体となって広報・啓発に取り組んできた結果、DVの認知が一定深まった成果の表れであると考えられます。



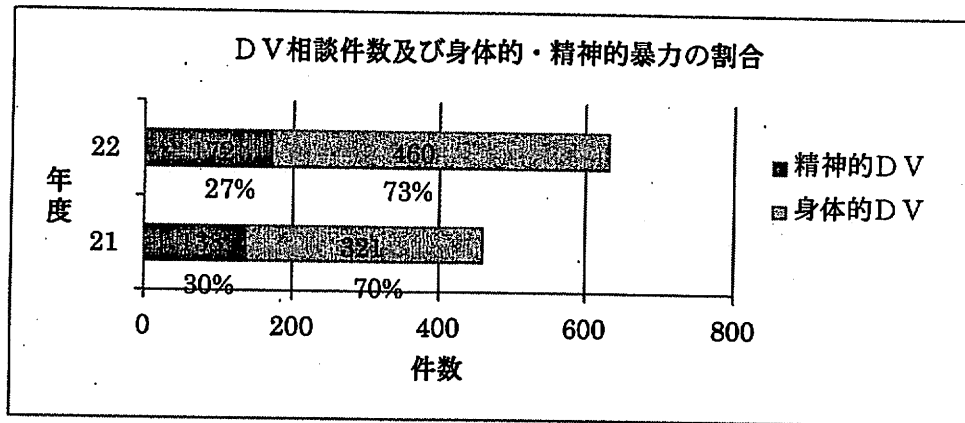
### (2) 年代別

相談者を年代別にみると、40歳以上の相談件数の割合は、平成18年度の37%に対し、平成22年度は47%と増加しています。中でも、60歳以上の高齢者の割合は、平成18年度は4%でしたが、平成22年度は10%と2.5倍になっており、長い間家庭で我慢してきた被害者が声をあげだしたことがうかがえます。



### (3) 相談内容

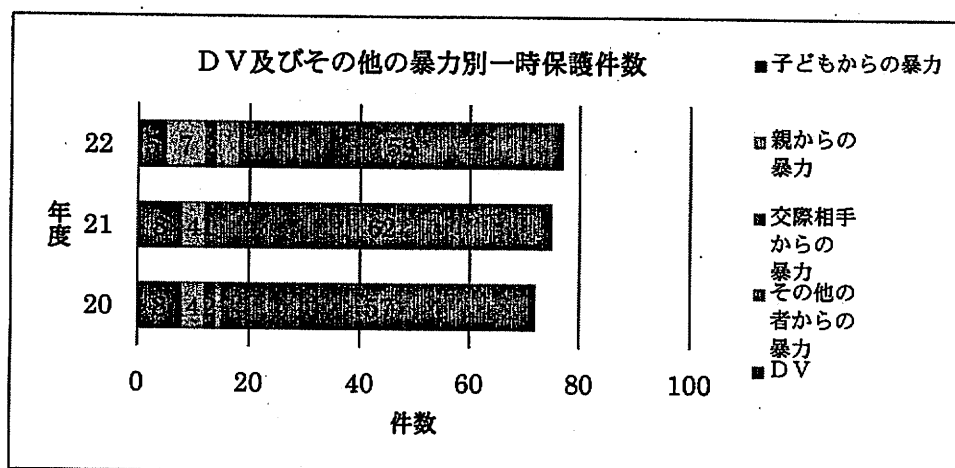
DV相談の内容をしてみると、平成22年度は相談件数632件のうち、殴るなどの身体的な暴力に関する相談は460件で約7割を占めていますが、暴言、無視、生活費を渡さないといった精神的な暴力も約3割存在しています。



### 3 一時保護の状況

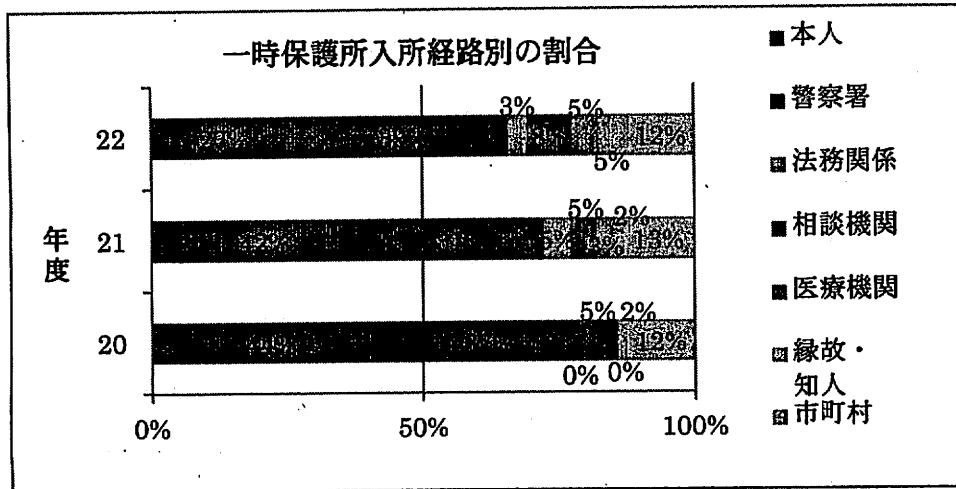
#### (1) 一時保護件数

配偶者暴力相談支援センターでの、DVに係る一時保護件数は、平成20年度は57件、平成21年度は62件、平成22年度は59件と横ばい傾向にあります。



(2) 一時保護所への入所経路

一時保護所の入所経路は、平成 20 年度は「本人（被害者自ら配偶者暴力相談支援センターの存在を知り連絡してきたもの）」と「警察」が合わせて 81% を占めていましたが、平成 22 年度は「本人」と「警察」が合わせて 66% で、それ以外の「法務関係」「相談機関」「縁故・知人」などの割合が増加しており、一時保護所への入所経路が広がってきています。

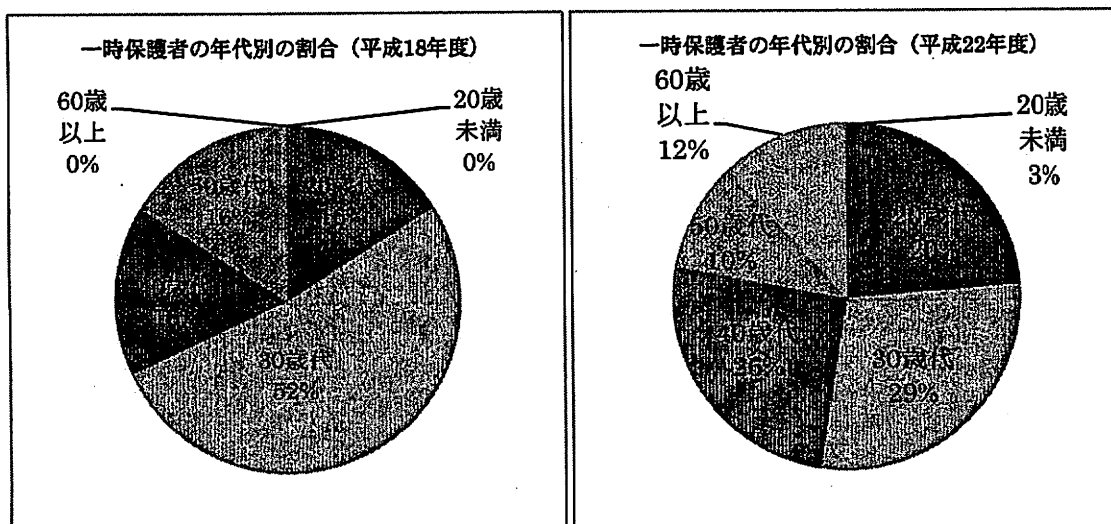


(3) 年代別

一時保護された被害者の年代別では、平成 22 年度は、30 歳代が最も多く、29% で全体の約 3 割を占め、次が 40 歳代 26%、20 歳代 20% となっています。

40 歳代以上の割合は、平成 18 年度の 32% に対し、平成 22 年度は 48% と、相談の状況と同じように増加しています。

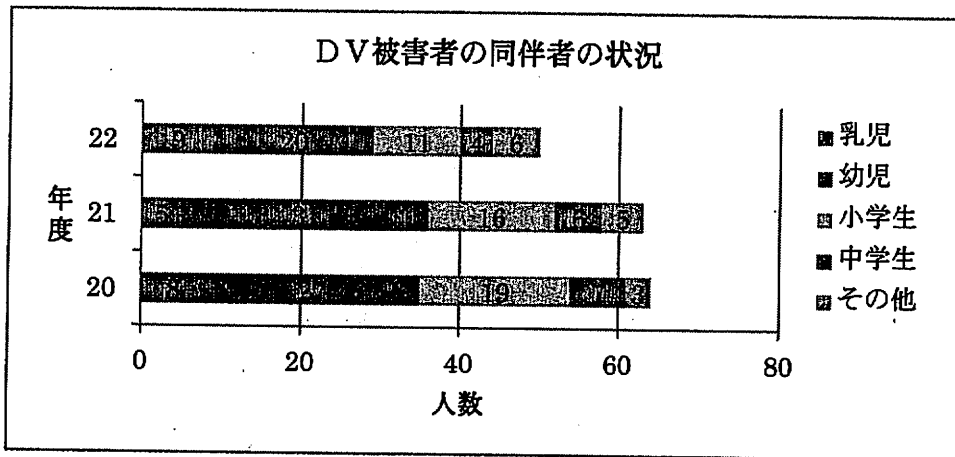
また、60 歳以上の割合が平成 18 年度は 0% であったのが、平成 22 年度は 12% と増加しており、高齢者虐待や高齢者福祉の観点も必要と考えられます。





(4) 同伴者

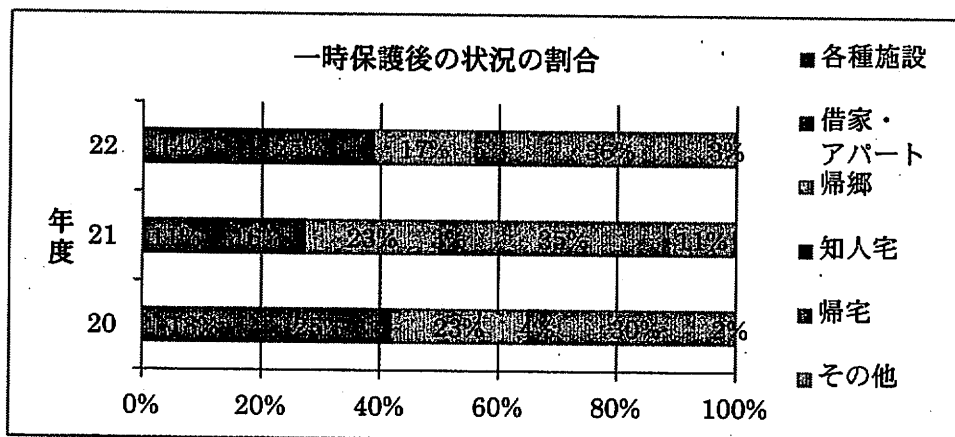
同伴者の内訳は、乳児から中学生の子どもが約9割を占めています。子どもも心に傷を負い、自らが将来のDV被害者や加害者となる場合もあることから、子どものケアを行い、暴力の連鎖を断つことが重要です。



(5) 一時保護後

一時保護後の状況を見ると、自立支援施設や母子生活支援施設などの「各種施設」や「借家・アパート」などで、自立した生活を始める被害者がいる一方で、加害者のもとに「帰宅」する被害者も約3割存在しています。

いずれの場合も、被害者が暮らすのは地域ですので、地域での見守りが課題となります。



## 第3章 基本的方向

### 1 計画の基本理念

男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するため、次の基本理念のもとに取組を進めます。

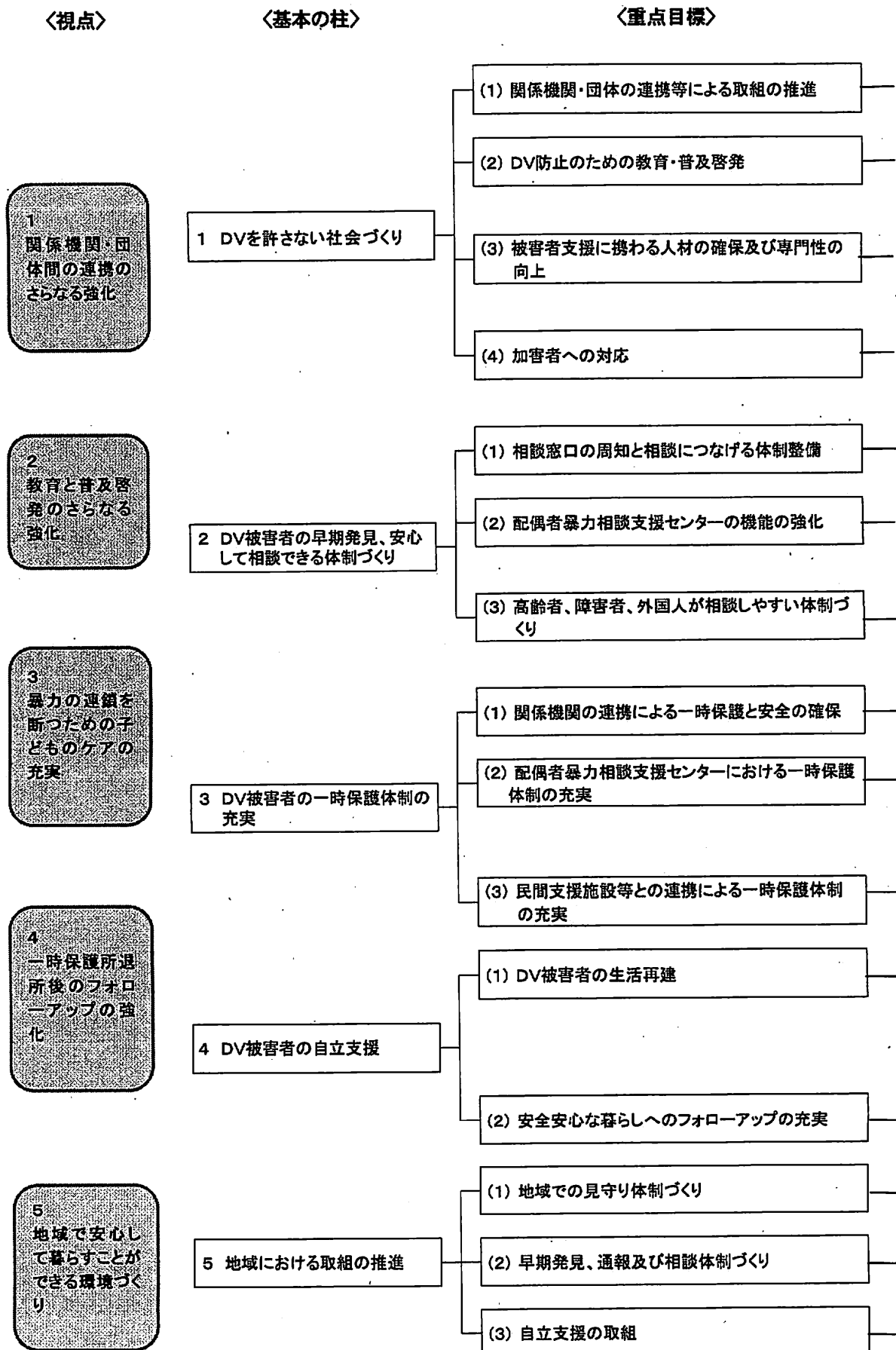
- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げともなっています。
- (2) DVは、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。
- (3) DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務です。
- (4) DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠です。

### 2 第2次計画の策定にあたっての視点

これまでの取組による成果と課題をふまえ、第2次計画を策定するにあたっては、以下の視点のもとに、次頁以下の基本の柱及び重点目標を掲げ、取組を進めることとします。

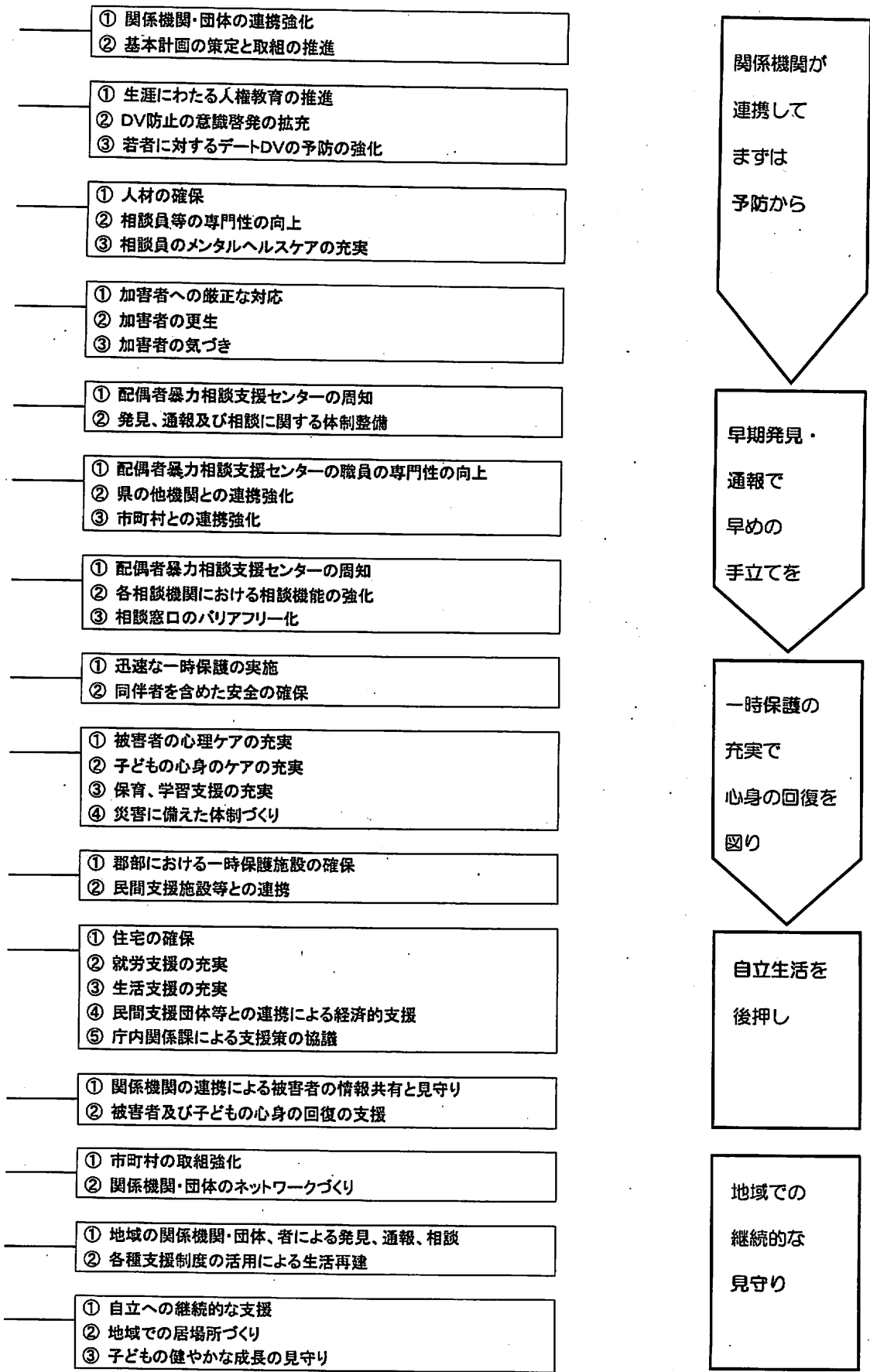
- (1) 関係機関・団体間の連携のさらなる強化  
DVの防止や、早期発見、保護から自立に向けた一連の被害者支援の取組は、広範囲で多岐にわたることから、国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体等が一体となって対応するよう、連携のさらなる強化に取り組みます。
- (2) 教育と普及啓発のさらなる強化  
DV問題の解決のために、現在の被害者への支援だけでなく、被害の予防に向けた人権教育やDV防止の意識啓発のさらなる強化に取り組みます。
- (3) 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実  
DV被害を目撃したり、自身も虐待を受けた子どもは心身が傷つき、その人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を受ける場合があることから、DV被害者の子どもに対しても、その人格と権利を尊重するとともに、子どもが大人になった時に、新たなDV被害者や加害者となることのないよう、子どものケアを充実させます。
- (4) 一時保護所退所後のフォローアップの強化  
被害者が一時保護所を退所した後、自立して安定した生活ができるよう、配偶者暴力相談支援センターによる見守りと、継続的な心のケア等のフォローアップの体制を強化します。
- (5) 地域で安心して暮らすことができる環境づくり  
地域で暮らす支援が必要な被害者を早期に発見し、支援をしていくために、市町村や地域の関係機関等が連携し、被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくり、地域全体で見守っていく環境づくりを目指します。

### 3 計画の体系



〈取組項目〉

〈流れ〉



## 第4章 具体的な取組内容

### 基本の柱

1

### DVを許さない社会づくり

#### 重点目標（1）関係機関・団体の連携等による取組の推進

##### 【現状と課題】

- DVの防止や被害者の保護、自立支援に関する取組は広範多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターを中心に、行政だけでなく民間支援団体などの協力を得て、予防啓発から自立のための生活支援まで様々な取組を行っています。さらにセーフティネットの網の目を細かくし、切れ目のない支援を行うためには、関係機関等との連携をより強化し、県民を含めた社会全体で取り組む必要があります。
- 行政や、高知県民生委員児童委員協議会連合会などの関係機関や民間支援団体で構成するDV対策連携支援ネットワークは、平成21年度に法テラス、こうち被害者支援センターなどが加わるなど、参加団体の拡充に努めるとともに、被害者の保護や自立の支援を行っています。  
複合的な支援が求められる被害者が増加する中、一層のネットワークの拡充と、被害者が暮らす地域単位でのネットワークづくりが必要です。
- 市町村は、住民に一番身近な行政主体であり、被害者支援施策の窓口となることが多いことから、DV被害者対策において大きな役割を担っています。
  - ・各市町村では、DV相談窓口を設置していますが、生活保護等の窓口が別の所管である場合が多く、また、他の業務との兼任等で多忙なことから十分に機能しているとはいえない状況です。
  - ・平成19年のDV防止法の改正により、市町村においては関係者が共通認識を持ち、取組の充実を図るため、基本計画を策定することが努力義務とされていますが（2ページを参照）現在、ほとんどの市町村で基本計画が策定されていません。

##### 【今後の取組】

国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体や地域の社会福祉施設などの連携体制を整え、官民が協働してDV被害者を支援します。

取組項目) ①関係機関・団体の連携強化	担当課等
<p>●ブロック別関係機関連絡会議の開催</p> <p>被害者が暮らす地域単位でのセーフティネットは、十分とはいえない状況ですので、県内数か所でブロック別関係機関連絡会議を開催し、DVに対する理解を深めるとともに、被害者の支援に関する共通認識を持ってもらうことで、市町村や地域の関係機関などによる地域でのネットワークづくりを進めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所</p>
<p>●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大</p> <p>県域では、DV対策連携支援ネットワークによる被害者への総合的な支援や暴力のない社会づくりに取り組んでいます。より効果的な支援を行うために、研修等を通じた参加団体の専門性の向上や、参加団体の拡充など、支援の輪を広げていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター こうち男女共同参画センター「ソーレ」</p>
<p>●市町村との連携強化</p> <p>被害者の自立には、多様な支援制度の有効活用が不可欠ですので、各種制度の窓口となる市町村との連携を強化します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底</p> <p>被害者の支援のために情報共有は必要ですが、その一方で、被害者の安全を確保するうえで、決して情報が漏れることがないように、情報管理の徹底を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 県立病院課 教育委員会 警察本部 こうち男女共同参画センター「ソーレ」</p>
<p>●民間支援団体との連携及び活動助成</p> <p>民間支援団体によるシェルターの運営や啓発活動、一時保護所の退所者に対する自立支援などが行われていますので、より連携の強化を図るとともに、民間シェルターの運営支援を行います。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

※知事部局及び公営企業局については、担当課等に所属名まで記載しています。

※広く連携や情報共有等に取り組む項目では、担当課等は代表として県民生活・男女共同参画課を記載しています。

※本県では、配偶者暴力相談支援センターの役割を女性相談支援センターが担っています。

※こうち男女共同参画センター「ソーレ」の以下の表記は、ソーレのみとします。

県及び市町村で基本計画を策定し、DVに係る取組を総合的、かつ体系的に進めます。

取組項目) ②基本計画の策定と取組の推進	担当課等
<p>●県基本計画の策定と取組の推進</p> <p>県の基本計画である「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関等と連携してその取組を進めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 県立病院課 教育委員会 警察本部 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●市町村基本計画の策定と取組の推進</p> <p>市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、県はNPOの派遣をはじめ、助言や情報提供などにより支援します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

## 重点目標（２）DV防止のための教育・普及啓発

### 【現状と課題】

- DV問題の解決のためには、被害が起きた後の被害者の保護、支援はもちろんですが、被害を起こさないための予防も両輪となるべき重要な取組ですので、各種広報媒体やリーフレット等の活用によりDV防止を呼びかけています。今後も、こうした啓発活動を継続的に行い、DVに対する真の理解を深めてもらう必要があります。
- DVは、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害です。昨今は、DVだけでなく、いじめや児童虐待、高齢者虐待などが社会問題となっており、自他の人権尊重の意識啓発の重要性が高まっています。したがって、幼少時から年齢に応じた人権教育を行うことが必要であり、そのことがDV防止にもつながります。

- DVは、決して大人だけに起こるものではなく、最近では全国的に高校生など若年層の恋人間でも問題となっており、これを「デートDV」と呼んでいます。

県内でも、高校生を対象とするアンケート調査では、異性との交際経験がある高校生の約２割が「デートDVの経験がある。」と回答しています。また、女子の被害経験に対し男子の加害経験が低く、男子の加害認識の低さが浮き彫りとなっています。

こうしたことから、一部の学校にとどまっているDV学習の機会を広げるなど、デートDVの予防を強化する必要があります。

※調査概要 高校生対象のアンケート調査 平成22年4月～10月実施

回答者数 県内8校、1,757名

交際経験のある高校生（750名）、うちデートDVの経験のある高校生（171名）

女子の被害経験が24.5%、男子の加害経験は7.6%

### 【今後の取組】

幼少期からの継続した、それぞれの年齢に応じた人権教育を行い、DVを防止します。

取組項目	⑩生涯にわたる人権教育の推進	担当課等
<p>●学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進 発達段階に応じた人権教育を行うことで、自尊感情を育みます。</p>		<p>私学・大学支援課 教育委員会</p>

<p>●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施</p> <p>障害などにより対人関係を築くことが苦手な子どもがいます。このような子どもの場合、周りの理解が得られないことから精神的に不安定となり、時として暴力に訴えがちになります。対応は早いほど効果的であることから、幼少期から子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導を続けることが大切であり、このような視点での教育を進めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>子どもに接する機会の多い教職員に対し、人権教育の研修を行い、DVに対する理解を深めます。</p>	<p>私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ</p>
<p>●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>県職員は、業務の中で住民と接する機会が多いことから、DVに対する理解を深め、支援につなげます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権課 教育委員会 人権啓発センター</p>
<p>●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>住民に最も身近な行政主体である市町村職員のDVに対する理解を深め、支援につなげます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>地域でのDVに対する理解を深め、DV被害者を支援するサポーターを増やします。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 教育委員会 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>加害者は男性が多く、有職者である場合もあるので、職場等においてもDVをはじめセクハラ、パワハラ等も含めた研修を行います。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ</p>

「身体的な暴力はないから」、「これくらいならDVにはならないだろう」といった誤った認識が、DV被害を拡大させます。DVとはどういうものなのか、子どもたちにどういった影響を与えるのかといった広報を強化し、DVの防止につなげます。

取組項目	担当課等
<p>●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発</p> <p>DVに対する認識は浸透しつつあると考えられますが、家庭内の問題であることから、ややもすれば「我慢が足りない。」「被害者が悪い。」といった誤った考えも見受けられ、被害者をさらに追い込むことになっています。</p> <p>また、長く被害を受けているうちに、被害者自身も「自分が悪い。」と、DV被害を受けていることに気づいていない場合もあることから、DVに関する広報を強化します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●市町村における広報紙等を活用した意識啓発</p> <p>市町村の広報紙等での、DV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>



<p>●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発 啓発のための資料を作成し、広く配布していきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ</p>
<p>●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発 女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）を含む「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に、講演会の実施やマスメディアを活用した集中的な広報を実施します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●高齢者、障害者、外国人の相談窓口でのDVに関する広報啓発 高齢者虐待等との重複被害者も考えられることから、それぞれの専門相談窓口において、DVに関するパンフレット等による広報を行います。</p>	<p>高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化・国際課</p>
<p>●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発 若者間にもDVが増えつつあることから、PRINKにおいてDVに関するリーフレット等による広報を行います。</p>	<p>健康対策課</p>

デートDVは、将来的にDVにつながる危険性をはらんでいることから、未来のDV被害者や加害者の発生を防止する意味でも、デートDVの予防を強化します。

取組項目	③若者に対するデートDVの予防の強化	担当課等
<p>●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発 「愛されている」「やきもち」と勘違いしていることの中に、実はDVが隠れてことに気づいてもらい、相手の人権を尊重する関係づくりを進めるために、広報紙等を活用した広報に努めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ</p>	
<p>●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発 若者がデートDVに関する正しい理解を得ることができるよう、リーフレット等を作成し、意識啓発を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ</p>	
<p>●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施 携帯電話を勝手に見られたり、メールの返信の強要など、身近なところにデートDVがあることを、学校の授業等を通じて啓発していきます。また、保護者に対しても研修等を行い、子どもと共通認識を持つことで、早期に子どもの変化を受け止めることができるようにします。</p>	<p>私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ</p>	
<p>●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 子どもに接する機会の多い教職員に対し、人権教育の研修を行い、デートDVへの理解を深めます。</p>	<p>教育委員会</p>	
<p>●児童生徒が安心して相談できる環境づくり 養護教諭やスクールカウンセラーをはじめ、教職員全体がデートDVに対する理解を深め、安心して相談できる雰囲気をつくります。また、相談を受ける際には、相談室等に対応するなどプライバシーの保護に配慮します。</p>	<p>私学・大学支援課 教育委員会</p>	

<p><b>●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした 広報啓発</b></p> <p>他県の調査では性的暴力の実態もあることから、思春期の性の課題に対応している「PRINK」での相談活動などを通じて、デートDVの予防について啓発してきます。</p>	<p>健康対策課</p>
---	--------------

**重点目標（3）被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上**

**【現状と課題】**

- DV施策は多岐にわたることから、被害者が接する関係者は行政関係者や関係機関、民間支援団体等様々です。やっと心を開いた被害者が、窓口関係者等の不適切な対応により新たな被害（二次的被害）を受けると、より心の傷を深め、周囲を信じる事ができなくなってしまいます。  
相談や支援に携わる関係者はこのことを認識し、一人ひとりが被害者の心に寄り添った適切な対応を行う必要があります。
- 被害者支援では、被害者の立場を十分に理解し配慮することとともに、精神的支援を行うための相談スキルや、経済的な自立のための各種制度に関する知識などが求められます。  
そのため、配偶者暴力相談支援センターやソーレでは、外部専門研修への参加や精神科医師をスーパーバイザーとした所属内研修などを行っています。今後も専門研修への参加や、関係機関同士の連絡会議などにより、専門性の向上を図るとともに専門的知識を持った人材を確保することが必要です。

**【今後の取組】**

真の自立支援には多くの時間を要することから、自立を支援するための職員を配置します。

取組項目) ①人材の確保	担当課等
<p>●配偶者暴力相談支援センターへの自立支援員の配置</p> <p>配偶者暴力相談支援センターに自立支援員を配置し、一時保護所入所時から退所後の自立に向けての支援を開始し、退所後も継続して家庭訪問等を行います。</p>	女性相談支援センター

研修等により被害者支援に携わる関係者のスキルアップを図り、それぞれの立場で適切な対応を行います。

取組項目) ②相談員等の専門性の向上	担当課等
<p>●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加</p> <p>所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向上を図り、専門性を高めます。</p>	女性相談支援センター ソーレ

<p><b>●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施</b> DV被害者の理解や支援に関する研修を行い、被害者に寄り添った適切な対応が行えるようにします。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 警察本部</p>
<p><b>●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配布</b> 被害者支援をわかりやすく解説した手引きを作成し、手引きを活用した研修を行います。</p>	<p>女性相談支援センター</p>
<p><b>●各種研修情報の収集及び提供</b> 国やNPO法人などが行う専門研修に関する情報を収集し、関係機関や民間支援団体、市町村等に情報を提供します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>
<p><b>●相談員に対するスーパーバイズ（※）の実施</b> 市町村や関係機関のケースに対しては、配偶者暴力相談支援センターの相談員がスーパーバイズを行うとともに、同センターのケースでは外部専門家によるスーパーバイズを受けることで、困難ケースの対応などを円滑に進めます。 ※スーパーバイズ 高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと</p>	<p>女性相談支援センター</p>
<p><b>●女性相談支援センターと児童相談所連絡協議会の実施</b> 多くの被害者が幼い子供を連れていることから、連絡協議会を実施して児童相談所との連携を図り、それぞれの立場での意見を聞くことで、より良い支援の形を検討します。</p>	<p>女性相談支援センター 児童相談所</p>

支援に携わる相談員の心の負担を軽減することで、支援業務を継続して行うことができるようにします。

取組項目) ③相談員のメンタルヘルスキアの充実	担当課等
<p><b>●各種メンタルヘルス研修受講の推進</b> 被害者から深刻な被害状況等の話を聞くうちに自身が同様な心理状態になる「代理受傷」などにより、相談員が精神的な健康を損なうことがないように、研修等によるメンタルヘルスキアを充実します。</p>	<p>女性相談支援センター</p>
<p><b>●相談員が、業務に関する悩みを相談できる環境の整備</b> 職場内での相談員相互の相談や、外部の専門家による精神的ケアを図ります。</p>	<p>女性相談支援センター</p>

## 重点目標（4）加害者への対応

### 【現状と課題】

- 加害者の多くは、加害意識が低いことからDVを繰り返し、場合によっては相手を代えて、新たな被害者を生み出す危険性がありますが、現在具体的な加害者対策は国においても示されていません。
- 加害者からの相談については、ソーレや精神保健福祉センターで対応していますが、さらに対応の窓口を広げることが重要です。  
また、自らの暴力行為を悔い、なんとかして更生したいと願っている加害者に対する専門的、継続的な対応は、現時点ではこれが有効といった確立したものが無いので、今後国等の研究結果を踏まえた検討が必要です。
- 警察は、被害が繰り返されないことがないよう、DV防止法に基づく審尋の際は警察官を派出するとともに、保護命令発令後、加害者に対して指導、警告を実施しています。  
今後も、加害者に対し効果的な警告を行うなどの厳正な対応を行い、被害者の安全を確保する必要があります。

### 【今後の取組】

被害者が安心して暮らせるように、警察による加害者への厳正な対応を行います。

取組項目	①加害者への厳正な対応	担当課等
●現場警察官の加害者への対応能力の向上	警察官は、刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえて検挙等の措置を講ずるほか、刑事事件としての立件が困難な場合も、加害者に対して指導警告を行うとともに、被害者に対して自衛策等の教示を行います。	警察本部
●保護命令が出された加害者に対する警告の実施	警察官は、接近禁止命令や退去命令などの保護命令が出された場合には、加害者に対して、命令内容を十分理解させるとともに、違反した場合には厳正な対応を行います。	警察本部
●警察と連携した被害者や支援者の安全確保	被害者や支援者が加害者からの危険を感じる場合は、警察と連携して巡回を行うなど安心して過ごせるような対応を行います。	警察本部

加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を収集します。

取組項目) ②加害者の更生	担当課等
<p>●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討            国や他県のあらゆる情報を収集するとともに、その情報を活用した対応策を検討します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課            ソーレ</p>

加害者の更生のためには、加害者本人がDVとは何かを理解し、今後繰り返さないと決意することが大切ですので、広報等を通じて加害者の気づきを促していきます。

取組項目) ③加害者の気づき	担当課等
<p>●加害者に対するDV防止の意識啓発            加害者は、自分の行為がDVだと気づいていない場合が多いので、広報等を行う場合は、「その行為はDVだ。」と加害者に対して意識づけができるような工夫をしていきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課            女性相談支援センター            ソーレ</p>
<p>●精神保健福祉センターや福祉保健所での「心の健康相談」の実施            加害者が自分の気持ちを相談できる場を確保するとともに、相談しやすい環境を整えます。</p>	<p>精神保健福祉センター            福祉保健所</p>
<p>●ソーレでの相談の実施            加害者からの相談に、一般相談や男性相談等で応じるとともに、必要に応じて専門機関を紹介する等の対応をします。</p>	<p>ソーレ</p>

基本の柱  
2

DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

重点目標（1）相談窓口の周知と相談につなげる体制整備

【現状と課題】

- 平成21年に実施した県民意識調査では、DV被害の経験者のうち、誰（どこ）にも相談していない人が約半数を占め、配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）や警察などの公的機関に相談する人は少ないとの結果が出ており、配偶者暴力相談支援センターのさらなる周知が必要です。
- 相談しなかった理由として、「自分さえ我慢すれば」「相談するほどではない」と答えた人が8割もあり、自分がDV被害者であるとの認識が十分でないことが心配されます。相談が被害者支援の入り口となることから、被害者本人の気づきを促す取組が必要です。
- DVの渦中にいる被害者本人よりも、被害者と関わる周囲の人たちがDVの実態に気づく場合もあるので、DV被害を発見した場合は、本人に相談を勧めるとともに、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや警察などへの通報を促すことが重要です。

【今後の取組】

支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターを広く県民に広報し、周知を図ります。

取組項目	①配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知 DVについての周知を図るとともに、相談や保護を行う配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。		県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソール
●市町村における広報紙等を活用した周知 身近な情報紙として目に触れる機会が多い市町村の広報紙等で、DVに関する情報とともに、相談先として配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。		県民生活・男女共同参画課
●リーフレット等を活用した周知 市町村や関係機関、各種相談窓口等に啓発のためのリーフレット等を配置し、広く配偶者暴力相談支援センターの周知を図るとともに、人知れず情報を手に入れたい人に配慮して、量販店等のトイレ等に相談カードを配置します。		県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソール

<p>●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した周知 運動実施期間に各機関と連携して広報するなかで、DVに対する理解と配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ</p>
---	--

被害者に関わりが深い医療、福祉、教育関係者のDVに対する理解を深め、被害者の早期発見につなげるとともに、DVの通報や相談等に24時間対応できる体制を整えます。

取組項目) ②発見、通報及び相談に関する体制整備	担当課等
<p>●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保 配偶者暴力相談支援センターと警察との連携により、緊急時等に県内どこでも24時間対応できる体制を整えます。</p>	<p>女性相談支援センター 警察本部</p>
<p>●警察との情報共有及び連携の強化 警察との連絡会議の実施や、緊急時の連絡体制の構築により、配偶者暴力相談支援センターと警察が連携して被害者支援に取り組みます。</p>	<p>女性相談支援センター 警察本部</p>
<p>●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化 被害者を発見した時の対応の仕方等を周知するとともに、配偶者暴力相談支援センターへの通報につなげるなど、連携を強化します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 医事業務課 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員会</p>
<p>●子どもの権利110番との連携強化 DV家庭では、子どもに対しても虐待が行われていたり、また、DVを目撃することで子どもは精神的な傷を負っています。子どもからのメッセージを慎重に受け止め、DVが疑われる場合は、法務局と連携して取り組みます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●苦情処理の体制整備 相談窓口等でも、対応者の理解不足により被害者を傷つけてしまう危険性(二次的被害)があります。そうした場合の苦情の申出に対しては、適切かつ迅速に対応し、業務の改善につなげます。その際、配偶者暴力相談支援センター以外の機関にあっては、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターの助言を求めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 警察本部</p>



## 重点目標（2）配偶者暴力相談支援センターの機能の強化

### 【現状と課題】

- 配偶者暴力相談支援センターへのDV相談は増えており、特に高齢者の相談が急増しています。今後ますます、広報活動等によるDV被害者の顕在化や、それに伴う支援困難ケースの増加が見込まれます。被害者が精神的、知的障害を抱えていたり、経済的に困窮を極めているといった自立に時間を要する事例も多く、対応する職員には、より一層専門的知識が求められます。
- 本県における配偶者暴力相談支援センターは、高知市にある県の女性相談支援センター1か所です。県域が東西に広いことから、女性相談支援センターでは、被害者への対応を市町村の協力を得て行っていますが、今後配偶者暴力相談支援センターとしての機能を補うために、県その他機関の機能の活用や、市町村とのさらなる連携が必要です。

### 【今後の取組】

配偶者暴力相談支援センターの職員の対応能力の向上を図ります。

取組項目	①配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	担当課等
<p>●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加【再掲】</p> <p>所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向上を図り、専門性を高めます。</p>		女性相談支援センター
<p>●相談員に対するスーパーバイズの実施【再掲】</p> <p>市町村や関係機関のケースに対しては、配偶者暴力相談支援センターの相談員がスーパーバイズを行うとともに、同センターのケースでは外部専門家によるスーパーバイズを受けることで、困難ケースの対応などを円滑に進めます。</p>		女性相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターの機能を補うため、他機関の業務の中でも被害者支援を行います。

取組項目) ②県他機関との連携強化	担当課等
<p>●住民の身近な窓口として、福祉保健所でのDV被害者の支援</p> <p>生活保護や母子生活支援施設への入所、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付け等の各種福祉制度の情報提供を行うとともに、各制度の適切な運用により、被害者の経済面での支援を行います。また、「心の健康相談」を通じた被害者及び加害者の心のケアや、健診等による育児支援を行います。</p>	福祉保健所
<p>●福祉保健所との連携強化</p> <p>生活保護や育児支援での家庭訪問など、福祉保健所が日常業務の中で住民に接する際に、DVが疑われる事例があれば、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて同行や通報する体制をつくります。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所
<p>●児童相談所との連携強化</p> <p>児童虐待とDVには関連性があることから、児童相談所が日常業務の中で住民に接する際に、DVが疑われる事例があれば、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて通報する体制をつくります。</p>	女性相談支援センター 児童相談所

市町村は、既存の福祉制度等を十分活用して、主体的に被害者支援に取り組みます。

取組項目) ③市町村との連携強化	担当課等
<p>●住民の身近な窓口として、市町村相談窓口でのDV被害者の支援</p> <p>市町村は、最も身近な行政主体であり被害者の情報を得やすく、タイムリーな支援が行いやすいことから、支援情報の提供や福祉制度の活用による支援を行います。一方、身近すぎて利用しづらいといった被害者には、県の機関を勧めるなど県と市町村の連携を強化します。</p>	女性相談支援センター
<p>●市町村の取組に対する助言等</p> <p>市町村が対応に苦慮する場合などは、DV被害者の支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターが、スーパーバイズの役割を果たすなど支援を行います。</p>	女性相談支援センター

## 重点目標（3）高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり

### 【現状と課題】

- 本県では、全国に先駆けて高齢化が進んでいます。今後、さらに高齢化が進展すると予想され、それに伴い高齢者虐待の増加や、DVと高齢者虐待の重複被害が懸念されます。
- 高齢者虐待や障害者虐待のある家庭内では、DVが存在する可能性を否定できません。こうしたことから、DV被害を受けている高齢者や障害者、外国人が配偶者暴力相談支援センターを利用できるように周知する必要があります。
- 高齢者や障害者、外国人には、それぞれ専門の相談窓口はありますが、そうした窓口が十分に知られているとは言えない状況にあります。そのため、まずそれぞれの相談窓口の周知を図るとともに、相談に応じる中でDVが見つかった場合は、配偶者暴力相談支援センターとの連携により、DV被害者を支援することが大切です。

### 【今後の取組】

高齢者、障害者、外国人に対して、配偶者暴力相談支援センターを積極的に広報します。

取組項目) ①配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
<p>●高齢者、障害者、外国人の相談窓口での周知 それぞれの窓口に応報資料を配置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	<p>高齢者福祉課 障害保健福祉課、 文化・国際課</p>
<p>●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置 外国語によるパンフレット等を作成し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 文化・国際課</p>

高齢者等の専門窓口の周知を図るとともに、DVが見つかった場合は、配偶者暴力相談支援センターとの連携により、支援に取り組みます。

取組項目) ②各相談機関における相談機能の強化	担当課等
<p>●各団体の研修会等でのDV防止のための啓発 高齢者団体や障害者団体などの研修会等において、DV防止の意識啓発を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 高齢者福祉課 障害保健福祉課、 文化・国際課</p>
<p>●高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、認知症コールセンターの周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携 高齢者向け相談窓口の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 高齢者福祉課</p>

<p>●障害者110番や高知いのちの電話の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携</p> <p>障害者向け相談窓口や、悩みを抱えて孤独の中で苦しんでいる人の相談窓口の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 障害保健福祉課</p>
<p>●心の健康相談の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携</p> <p>精神保健福祉センターや福祉保健所で行う「心の健康相談」の周知を図り、DVが疑われる場合には心のケアを図るとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 精神保健福祉センター 福祉保健所</p>
<p>●国際交流協会の周知、啓発チラシの作成及び配偶者暴力相談支援センターとの連携</p> <p>外国人向け相談窓口の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 文化・国際課</p>

通訳等の確保による相談窓口でのバリアフリー化を図ります。

取組項目) ③相談窓口のバリアフリー化	担当課等
<p>●外国語通訳及び手話通訳等の確保</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、外国語通訳等を確保することで、安心して無料で相談できる体制を整えます。</p>	<p>女性相談支援センター 障害保健福祉課 文化・国際課</p>

重点目標（1）関係機関の連携による一時保護と安全の確保

【現状と課題】

- DV被害者の一時保護件数は、平成22年度は59件となっており、ここ数年大きな変動はありません。また、被害者は20歳代から40歳代が7割を超えることから、同伴者の8割が小学生以下の子どもです。
- DV被害は、時として生命をも脅かす場合があります。被害者の保護にあたっては、被害者や同伴者の安全の確保を最優先に、迅速な対応が必要です。そのため、警察等との連携により、安全な移送を行うとともに、24時間受け入れが可能な一時保護体制の整備が必要です。

【今後の取組】

関係機関の連携により、24時間安全に保護できる体制を整えます。

取組項目	①迅速な一時保護の実施	担当課等
●警察等との連携による安全な移送体制の確保 被害者の保護にあたっては、警察や福祉保健所等と連携して、迅速に安全な移送を行います。		女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部
●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立 遠隔地等の理由で、直ちに一時保護所への移送が困難な場合は、警察や市町村等との連携により、地域において緊急避難を講ずるなど、いつでも、どこでも迅速に保護できる体制を整えます。		女性相談支援センター 警察本部
●県域を越えた広域での保護体制の整備 被害者の安全を確保するために他県へ避難する事例などは、転出先の関係機関と連携を図って保護できる体制を整えます。		女性相談支援センター

保護命令の活用などにより、被害者と同伴者の安全を図ります。

取組項目) ②同伴者を含めた安全の確保	担当課等
<p>●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援 被害者の安全を確保するうえで、保護命令は有効な手段となることから、保護命令制度について情報提供や助言、また申し立ての際の証明など手続の支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 警察本部</p>
<p>●関係機関に対する秘密の保持の徹底 保護命令申し立て後、発令までの期間は加害者の追跡が厳しくなる可能性があります。関係機関が連携して情報共有する一方で、被害者の所在などの情報が決して洩れることのないようにします。</p>	<p>女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部</p>
<p>●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備 一時保護所では、警察との連携による巡回や所内警備の充実などにより、入所者の安全を確保します。</p>	<p>女性相談支援センター 警察本部</p>

**重点目標（２）配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実**

**【現状と課題】**

- 一時保護される被害者は、長い期間のDV被害により心に深い傷を負い、場合によっては通常の社会生活を送るまでにかなりの時間を要する状況です。そのため、入所中から心のケアを行い、心の健康を取り戻す必要があります。
- 同伴の子どもたちは、家庭でDV被害を目撃するだけでなく、子ども自身も暴力にさらされている場合があります。そうした生活の中で、子どもも心が傷つく一方で、暴力を覚え、安易に問題解決の手段として暴力を選択してしまう危険性をはらんでいますので、子どもに対するケアを充実させ、暴力の連鎖を断ち切ることが重要です。
- 本県では、南海地震が近い将来起こると言われています。災害が起きた時に、入所者の安全の確保を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能が停止しないように代替施設の確保などを検討する必要があります。

**【今後の取組】**

被害者の自立に向け、心理面でのケアを行います。

取組項目) ①被害者の心理ケアの充実	担当課等
<p>●<b>専門機関との連携による心の健康の回復支援</b></p> <p>心理検査やアサーション・トレーニング※、カウンセリングを行うなど、被害者の心のケアを図るとともに、必要に応じて医療機関につなぎます。</p> <p>※アサーション・トレーニング 自分や相手の人権を尊重した上で、自分の意見や気持ちをその場に適切な言い方で表現するトレーニング</p>	女性相談支援センター
<p>●<b>心理ケア担当による心の健康回復支援</b></p> <p>心理ケア担当による被害者の心のケアを行います。</p>	女性相談支援センター

傷ついた子どもに寄り添ったケアを行います。

取組項目) ②子どもの心身のケアの充実	担当課等
<p>●<b>児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施</b></p> <p>DVは、児童虐待につながる場合もあることから、児童相談所等との連携により、同伴している子どもの心身のケアを図ります。</p>	女性相談支援センター 児童相談所

<p><b>●療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応</b> DV家庭で育つ子どもの中には、発達障害等の心配があるものの早期に発見されず、専門機関等につながっていない場合があります。子どものケアをする中で、そうした様子が見受けられたら、療育福祉センターと連携して適切な対応を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 療育福祉センター</p>
---	--------------------------------

一時保護期間中の子どもに対する保育や教育の機会を確保します。

取組項目) ③保育・学習支援の充実	担当課等
<p><b>●安心して遊ぶことのできる環境の整備</b> 子どものストレスを和らげ、心を癒すために遊びの場を提供することは大切なことですので、保護所内のスペースや、関係機関と連携して安全な場所で遊ぶ機会を設けます。</p>	<p>女性相談支援センター 教育委員会</p>
<p><b>●学校と連携した一時保護所での教育支援</b> 一時保護期間中で通学できない子どもに対しては、学校と連携しながら教員OBによる学習の機会を提供します。</p>	<p>女性相談支援センター 教育委員会</p>
<p><b>●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援</b> 高等学校等の授業料免除及び奨学金の貸付制度や、大学・専門学校の奨学金貸付制度等の情報を提供することで、子どもの将来の夢を応援します。</p>	<p>女性相談支援センター 教育委員会</p>

地震や水害などの不測の事態に備え、施設の安全体制を整えます。

取組項目) ④災害に備えた体制づくり	担当課等
<p><b>●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策</b> 一時保護所の耐震対策や避難訓練などを行い、災害の際の入所者の安全を確保します。</p>	<p>女性相談支援センター</p>
<p><b>●備蓄等の充実</b> 災害時には、周囲から孤立する危険性もあることから、一定期間生活に支障が出ない程度の物資の備蓄に努めます。</p>	<p>女性相談支援センター</p>
<p><b>●代替施設による事業の継続</b> 配偶者暴力相談支援センターが災害を受けた場合を想定し、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる代替施設の検討をすすめます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>



## 重点目標（3）民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実

### 【現状と課題】

- 一時保護は、県自らのほか、民間施設等への委託により行っていますが、委託先は県内を網羅しているとはいえない状況です。また、被害者や同伴者の多様化により、施設のバリアフリーが求められるなど、一般的な施設での対応が困難な事例も考えられます。
- 一時保護の入所者は、高知市に居住している方が大半を占めており、郡部の利用者は少ない傾向にあります。これは、郡部ほど子どもの通学や親の介護をはじめ経済的な問題などで、地元を離れることが困難となっている場合があるためです。
- 地元を離れがたい被害者の安全を確保するために、より身近な地域での一時保護を可能とするとともに、障害者等の一時保護の際には、障害者向け施設等を活用できるように検討を進める必要があります。

### 【今後の取組】

郡部における一時保護へのニーズに対応します。

取組項目	①郡部における一時保護施設の確保	担当課等
<p><b>●郡部における一時保護施設の確保</b>                      家族の事情などにより、遠隔地への避難が困難な郡部の被害者のために、民間施設への委託等により、一時保護施設の確保に努めます。</p>		女性相談支援センター

民間支援施設等との連携により適切な一時保護を行います。

取組項目	②民間支援施設等との連携	担当課等
<p><b>●民間シェルターとの連携による一時保護体制の充実</b>                      一時保護所が満室であったり、同伴者が中学生の男子の場合であっても、民間シェルターへの委託により、被害者と同伴者が安心して過ごすことができる体制を整えます。</p>		県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
<p><b>●障害者及び高齢者施設の活用を検討</b>                      被害者又は同伴者が障害者や高齢者の場合などに備え、専用施設の活用の方策について検討を進めます。</p>		高齢者福祉課 障害保健福祉課

重点目標(1) DV被害者の生活再建

【現状と課題】

- 一時保護の後、約3割の入所者が加害者のいる自宅へ戻っています。その理由は様々でしょうが、自立の目途が立たず、やむなく夫の元に帰る場合もあると考えられます。平成18年度に内閣府が実施した調査で、相手と離れて生活を始めるにあたって一番困ったのは「当面の生活をするためのお金がない。」との回答となっています。
- 被害者が自立して、新たな生活を始めるためには、衣食住の確保が必須であり、特に退所後の住居の確保は急がれます。しかし、被害者の多くが精神的なダメージを受けており、また荷物も持たずに避難している事例も多いことから、自力で自立した生活基盤を築くことは困難を極めます。
- 退所者に対しては、民間支援団体による住宅保証料の助成や小口資金の立て替え、生活物資の提供などを行うとともに、県営住宅の優先措置や公的扶助制度等の活用などにより生活基盤を築く支援を行っています。  
今後、支援団体の一層の拡充を図るとともに、さまざまな社会資源の活用や就労支援を行うなど、息の長い支援を行うことが必要です。

【今後の取組】

住宅の確保に向けて、官民の住宅情報や助成制度等もあわせて提供していきます。

取組項目	⑩住宅の確保	担当課等
● <b>県営住宅の募集時の優先措置による支援</b> 県営住宅の募集時には、抽選にあたっての優先的な扱いや、入居手続の簡素化などを行います。		住宅課
● <b>民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供</b> 民間団体や民間事業者の協力を得て、住宅の確保のために情報を提供します。		女性相談支援センター
● <b>保証料補給制度、融資制度等の情報提供</b> 民間支援団体の協力による保証料の助成や母子・寡婦福祉資金貸付制度等の情報を提供します。		女性相談支援センター

自立のための職業訓練や求人情報の提供などにより、就労につなげます。

取組項目) ②就労支援の充実	担当課等
<p>●ハローワークとの連携による就職の促進 ハローワークと連携して求人情報を提供するなど、被害者の就職につなげていきます。</p>	女性相談支援センター
<p>●企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進 厳しい雇用環境のなかでは、さまざまな事情を抱えた被害者の就労には企業の理解が不可欠です。企業にDVに関する情報を提供し、DV被害者の置かれている状況を理解してもらうとともに、被害者の実情に応じた新たな雇用の受け入れを働きかけていきます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 雇用労働政策課
<p>●就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供 これまで就業したことがなかったり、長い空白期間が生じている被害者に対して、職業訓練や技能習得の情報を提供し就労につなげます。 また、ジョブカフェこうちで実施するしごと体験講習について、必要な場合は、被害者が優先して受講できるよう配慮します。</p>	女性相談支援センター 児童家庭課 雇用労働政策課
<p>●就職活動及び技能習得時の託児支援 未就学児を抱える被害者の自立にむけた就労を支援するため、ソレで実施するパソコン講座や経理事務講座、また県が実施する離職者等再就職訓練事業において託児サービスを行います。また、被害者が就労のための活動を行う際の託児支援を行うために、ファミリー・サポート・センター事業の周知などを行います。</p>	女性相談支援センター 雇用労働政策課 ソレ

生活保護や児童扶養手当、年金など諸制度に関する情報提供により、生活の支援を行います。

取組項目) ③生活支援の充実	担当課等
<p>●生活保護等の情報提供と手続に際しての支援 被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、また母子生活支援施設の活用などが必要となりますので、各種制度の情報提供を行います。手続においては、一時保護所は不慣れな被害者の書類作成や、申請の際の同行支援などを行います。関係機関の側でも一時保護所に出向き、申請の受付を実施します。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所
<p>●被害者の日常生活に対する支援の検討 子どもを抱える被害者が心身に傷を負うことで、食事の用意や育児などの日常生活に支障を来している場合に、一時的な家事などの援助を行うため、母子家庭等日常生活支援事業の実施等について検討を進めます。</p>	児童家庭課
<p>●支援制度窓口のワンストップ化 各種制度の申請窓口は、市町村が担っている場合が多くなっています。それぞれの窓口で被害の状況等を説明するのは、被害者にとって精神的な負担となりますので、制度の活用がスムーズにいくよう窓口のワンストップ化を働きかけていきます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

民間の柔軟性を生かしたきめ細やかな支援により、被害者の経済的な支援を行います。

取組項目) ④民間支援団体等との連携による経済的支援	担当課等
<p>●一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体の拡充</p> <p>一時保護所を退所し、自立した生活を始める被害者は経済的に非常に厳しい状況にあることから、企業や支援団体、個人からの一時金や生活支援物資は大変心強いものです。企業への働きかけや広報などにより、DV被害者の現状を理解してもらい、支援を行ってくれる支援団体等の拡充を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

さまざまな支援制度を有機的に活用するためには、庁内関係課の連携が欠かせないことから、関係課による協議を行います。

取組項目) ⑤庁内関係課による支援策の協議	担当課等
<p>●関係課による県基本計画の進捗状況の把握や課題等の検討</p> <p>関係課が一堂に会し、県基本計画の進捗状況を確認するとともに、事業を進めるうえでの課題等を共有し、関係課間の調整を行うなど実効ある支援を行うようにします。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 県立病院課 教育委員会 警察本部</p>

## 重点目標（２）安全安心な暮らしへのフォローアップの充実

### 【現状と課題】

- 保護命令は、地方裁判所に申し立てを行い、加害者が被害者や子ども、親族等に近寄ることを禁止するものです。また、住居を同じくする場合は、ともに住む住居からの退去を命ずることができます。
- 本県における保護命令の申し立ては、年間 30 件前後で推移しています。配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の安全の確保のために、保護命令の制度の利用について情報提供を行うとともに、助言や援助を行っています。
- 一時保護所退所後の被害者は、いつ加害者から再び暴力を受けるのかと緊張して不安な日々を過ごしています。そのため、地域の関係機関が連携して、地域や学校で被害者と子どもを見守り、心身の回復を図る必要があります。また、その際には決して被害者の居所が加害者に知られることがないように、市町村をはじめ関係機関は細心の注意が必要です。

### 【今後の取組】

保護命令発令後や一時保護所退所後に、安心して日々暮らしていくことができるよう、地域での見守りにより安全を図ります。

取組項目	①関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	担当課等
<p><b>●保護命令発令後の安全の確保</b></p> <p>保護命令が発せられると、警察は被害者及び加害者に接触して指導を行うとともに、巡回等により被害者の安全の確保を図ります。また、学校等において適切な対応が行われるよう、研修等を通じて制度を周知します。</p>		女性相談支援センター 教育委員会 警察本部
<p><b>●緊急避難体制の確保</b></p> <p>自立生活を開始しても、特に自立後の早い時期は、再び加害者からの暴力を受ける危険性があります。被害者の身に危険が及ぶことが懸念される場合は、警察等と連携して安全な場所への避難を行います。</p>		女性相談支援センター 警察本部
<p><b>●地域のネットワークの構築による情報共有</b></p> <p>被害者は、長期にわたりDV被害を受けたことで心身共に衰弱しており、真の自立生活を営むためには、相当の時間を要します。また、被害者は全く知らない土地へ避難し、新たに生活を始める場合もあります。配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員を配置して自立の後押しをしていきますが、日々の暮らしの中でさまざまな支援を受けることができるように、市町村等地域の関係機関との情報共有を図ります。</p>		県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部

<p><b>●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知</b></p> <p>被害者が住民基本台帳の閲覧等の制限の支援措置を市町村に申し出た場合に、市町村が適切な支援措置を行い、また、支援の必要性の確認の際に、被害者の負担軽減に努めるとともに、住民基本台帳担当課だけでなく、税や福祉、選挙管理委員会など住民基本台帳情報を扱う所属とも連携して、情報の管理を行うよう市町村に対して周知徹底を図ります。</p>	市町村振興課
--	--------

被害者と子どもを時間をかけて見守ることで、傷ついた心身を癒し、前向きな心を育てます。

取組項目) ②被害者及び子どもの心身の回復の支援	担当課等
<p><b>●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り</b></p> <p>DVは、児童虐待につながる場合もあり、子ども自身が受ける心身の傷は、成長期の子どもにとって大きなダメージとなります。また、母親が被害を受けていることで、育成に十分な愛情が与えられていない場合も懸念されます。そのため、保育所や学校での日々の見守りや、児童相談所や福祉保健所の支援により、子どもの心身の健康を取り戻し、暴力を次の世代につげないようにします。</p>	福祉保健所 児童相談所 教育委員会
<p><b>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア</b></p> <p>学齢期の子どもにとって、学校生活は大きなウエイトを占めます。精神的に不安定なため、学校において問題行動が現れる場合なども考えられますので、クラス担任はもちろんのこと、養護教諭等による心のケアを行います。</p>	教育委員会
<p><b>●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア</b></p> <p>子どもの成長にとって、基盤となるのは言うまでもなく家庭です。しかし、心身の不調により、十分な育児を行うことができない被害者も少なくないため、スクールソーシャルワーカーや市町村など地域の関係者による家庭への見守りを行います。</p>	福祉保健所 教育委員会
<p><b>●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進</b></p> <p>被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土地への避難により、一人での外出が不安であったり、孤独感にとらわれる場合があります。そのため、民間支援団体による外出の同行や、地域で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりなどを進めます。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
<p><b>●配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実</b></p> <p>自立支援員が、退所者に対して家庭訪問や電話での状況聞き取りを行うとともに、母子生活支援施設等との連携により退所者が集う機会を設けるなど、被害者とのつながりを継続し自立を見守ります。</p> <p>また、心の傷が深い被害者に対しては、退所後も専門機関によるカウンセリングを継続的に行います。</p>	女性相談支援センター

重点目標（1）地域での見守り体制づくり

【現状と課題】

- 県では、県民の皆様が健やかに心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らしていけるよう、「日本一の健康長寿県構想」を取りまとめ、健康づくりや医療環境の整備とともに「ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現」を目指した取組を進めています。そのうえで、人口の減少や高齢化の進展に伴って弱まりつつあ地域  
の支え合いの再構築に向けて、地域福祉活動を推進するための県の基本指針となる「高知県地域福祉支援計画」を平成23年3月に策定しました。
- 地域におけるつながりや支え合いの力が弱まりつつある中、住み慣れた地域で、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、支援を必要とする高齢者や障害者、児童などと同様にDV被害者についても早期に発見し、早期に対応するとともに、的確な支援を地域全体で行っていくよう取り組む必要があります。
- 被害者は、一時保護所を退所後に配偶者から離れて自立した生活を選ぶ場合も、配偶者のいる家庭に帰っていく場合も生活の場は地域です。また、相談窓口に助けを求めすることもできず、孤独に家の中で耐えている被害者も、みな地域の中で暮らしています。
- 地域で暮らす被害者を発見し支援していくためには、地域でDVに対する理解を深めるとともに、市町村をはじめ地域の関係機関や関係者が連携し、すき間のないネットワークを築く必要があります。

【今後の取組】

地域でのDVに対する理解を深め、取組の核となる市町村の基本計画策定の支援を行うなど、地域においてDV被害者を見守る体制を強化します。

取組項目) ①市町村の取組強化	担当課等
<p>●市町村基本計画の策定と取組の推進 【再掲】</p> <p>市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、県はNPOの派遣をはじめ、助言や情報提供などにより支援します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等の周知</p> <p>市町村の広報紙等での、DV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけ、住民のDVに対する理解を深めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進</p> <p>市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、福祉や保健など各種制度の実施を通して被害者を把握しやすい状況にあります。早期発見のために、それぞれの部署で得た被害者情報はDV所管課へつなげていきます。</p> <p>また、支援において窓口が複数になる場合には、部署間の連携によりワンストップで対応できる体制づくりを進めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配布 【再掲】</p> <p>被害者が、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けるには、支援に携わる誰もがわかりやすい対応マニュアルが必要となります。そのため、県が作成する手引きの活用や、市町村独自のマニュアルの作成を行い、それらに基づく研修を実施し、円滑な被害者支援を進めます。</p>	<p>女性相談支援センター</p>
<p>●相談窓口等職員に対する研修の実施</p> <p>関係窓口の職員に対して、DV被害者の理解や支援に関する研修を行い、窓口で被害者が二次的被害を受けることがないように、被害者の心に寄り添って適切に対応します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ</p>
<p>●配偶者暴力相談支援センターによる情報提供や職員研修</p> <p>配偶者暴力相談支援センターは、市町村での被害者支援において有効な支援制度等の情報提供や、困難事例に関するアドバイスを行うとともに、支援関係職員の専門性の向上を図るための研修に講師を派遣するなどの支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター</p>

地域単位での被害者支援のネットワークづくりを進めます。

取組項目) ②関係機関・団体のネットワークづくり	担当課等
<p>●ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化</p> <p>地域単位でのセーフティネットを充実させるため、市町村や福祉保健所、社会福祉協議会など地域の関係機関で構成するブロック別関係機関連絡会議を開催し、DVに対する理解を深め、被害者の支援に関する共通認識を持つとともに、地域におけるすき間のないネットワークの構築を目指します。</p> <p>なお、その際には、地域福祉計画で進められている民生委員・児童委員やボランティア等の地域資源を活用した地域ごとの「小地域の早期発見・見守り支援ネットワーク」と連携していきます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 福祉保健所</p>



## 重点目標（２）早期発見、通報及び相談体制づくり

### 【現状と課題】

- 「高知県地域福祉支援計画」では、地域で支援が必要な人などを早期に発見し、支援する体制づくり「地域包括支援ネットワークシステム」の整備を進めることを掲げています。市町村は、この県計画を踏まえ、それぞれの市町村における地域福祉アクションプランを策定することとなっていますので、そのプランでは高齢者や障害者、児童だけでなく、DV被害者も支援の対象として位置づけることが重要です。
- 県民意識調査では、被害者がまだまだ地域で潜在化していることがうかがえます。（○ページ参照）
- 地域では、市町村、警察、学校、司法関係機関、医療機関、地域包括支援センターなど多くの機関や団体が住民生活を支えています。また、地域の集まりや近所づきあいなど、住民同士のつながりや支え合いの仕組みも欠かせません。  
 そうした、DV被害者との接点を持つ様々な機関・団体、者が連携して、早期発見や支援に取り組むことが重要ですが、現状ではその気運や体制が十分ではありません。
- 平成20年度及び21年度に実施した県民世論調査の結果では、多くの県民の方が地域の課題には行政と住民が協力して取り組むべきで、住民同士のつながりや支え合いを強化するために役に立ちたいと考えています。
- 被害者は、子どもの通学や親の介護などにより地域を離れることができず、地域での問題解決を望む場合があります。そうした場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察と連携を図りながら、地域のマンパワーを生かして支援を行うことが必要です。

### 【今後の取組】

地域ぐるみで、被害者の情報を敏感に捉え、通報や相談など被害者の立場にたって対応します。

取組項目	①地域の関係機関・団体、者による発見、通報、相談	担当課等
<p>●地域における関係機関・団体、者との連携強化</p> <p>地域の保育所、学校、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター等との連携を強化し、DV被害者の早期発見に努めるとともに、その後の通報や相談につなげていきます。</p> <p>連携を図るうえでは、地域福祉計画で検討されている小地域の早期発見・見守り支援ネットワークや小地域ケア会議には関係機関が参加しますので、そうした機会を積極的に活用します。</p>		県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 教育委員会

被害者が、配偶者から離れて自立する場合も配偶者とやり直す場合も、経済面の立て直しなど生活再建が必要な場合が多いことから、福祉関係など各種支援制度の情報を提供し、手続等を円滑に進めます。

取組項目) ②各種支援制度の活用による生活再建	担当課等
<p>●生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援            被害者に必要な支援制度については、市町村の福祉、住宅、教育等の窓口や県の福祉保健所において情報提供が行われています。特に、市町村では手続の窓口となることが多いことから、積極的な情報提供と手続における支援を行います。</p> <p>また、県は市町村権限で支援できる公営住宅等について、優先入居などの支援の拡充を働きかけていきます。</p>	<p>女性相談支援センター            福祉保健所</p>

## 重点目標（3）自立支援の取組

### 【現状と課題】

- 被害者が自立するには、地域で安心して暮らすことのできる環境が大切です。心の傷を癒すには、多くの時間がかかるので、急がせずに継続的な支援と見守りが必要です。
- 被害者は、長年の暴力により家庭に閉じこもって社会と距離をおいたり、避難生活のため孤立しがちです。自立の第一歩として、少し外に目を向けて、気安く出かけて悩みを聞いてもらえる居場所が必要です。
- 被害者と暮らす子どもも、心に深い傷を負っていることがあり、成長の過程で問題が生じる可能性があるため、地域や学校などで子どもが健やかに成長できるよう見守り、支援する必要があります。

### 【今後の取組】

地域の支援ネットワークで情報を共有し、被害者の自立に向けた生活再建や心身の回復を継続的に見守っていきます。

取組項目	担当課等
<p>① 自立への継続的な支援</p> <p>● 地域のネットワークの構築による情報共有【再掲】</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員を配置して自立を後押ししますが、県内全域をカバーすることは困難なことから、市町村においても日々の暮らしの中でさまざまな支援を受けることができるように、地域の関係者の情報共有を図ります。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部</p>

被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくります。

取組項目	担当課等
<p>② 地域での居場所づくり</p> <p>● あったかふれあいセンター等との連携</p> <p>被害者が、地域で孤立しないように、人とつながりを持ちつつ、その人たちにも助けをもらいながら、少しずつ地域社会へ踏み出していくことができるよう、地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターや地域包括支援センター等と連携して取り組みます。</p>	<p>女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課</p>

<p><b>●民間支援団体との連携</b>          住民同士のつながりや支え合いを強化するために役に立ちたいと考えている県民の力を借り、ボランティア団体等と連携して、被害者や子どもが安心して過ごすことのできる居場所をつくります。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター
---	----------------------------

心身が傷ついた子どもの人格と権利を尊重するとともに、暴力の連鎖を断つために、地域や学校、家庭における子どものケアを図ります。

取組項目) ③子どもの健やかな成長の見守り	担当課等
<p><b>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援</b>          児童相談所、福祉保健所や児童家庭支援センターなどの支援により、子どもの心身の健康を取り戻します。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所
<p><b>●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携</b>          子どもを守るための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。</p>	地域福祉政策課 児童家庭課 教育委員会
<p><b>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア 【再掲】</b>          学齢期の子どもにとって、学校生活は大きなウエイトを占めます。精神的に不安定なため、学校において問題行動が現れる場合なども考えられますので、クラス担任はもちろんのこと、養護教諭等による心のケアを行います。</p>	教育委員会
<p><b>●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア 【再掲】</b>          子どもの成長にとって、基盤となるのは言うまでもなく家庭です。しかし、心身の不調により、十分な育児を行うことができない被害者も少なくないため、スクールソーシャルワーカーや市町村など地域の関係者による家庭への見守りを行います。</p>	福祉保健所 教育委員会

# D V 被害者支援の流れ (連携図)

